

日田代官・西国筋郡代羽倉権九郎の治政

羽倉権九郎秘教研究(二)

西江錦史郎

目次

- 一、日田時代の羽倉権九郎の治政
- 二、羽倉権九郎と「西国筋村々取計方伺」

研究(一)の続篇である。

本稿は國士館大學政経学部附属經濟研究所紀要「經濟研紀要」平成十五年第一号に掲載された「羽倉権九郎秘教

一 日田時代の羽倉権九郎の治政

(二)

羽倉権九郎秘教（やすひら）は、寛政五（一七九三）年四六歳の時、大坂代官から豊後日田代官に転任した。⁽¹⁾ 大坂代官から日田代官への転任は、左遷とも考えられるがそうではない。日田代官として実績をあげると西国筋郡代への道が開かれていた。これは一つの出世コースであった。羽倉は文化三（一八〇六）年西国筋郡代に昇格する。

羽倉の後には塙谷大四郎、池田岩之丞がこのコースをたどることになる。

羽倉権九郎の豊後日田への赴任は、江戸へ戻らず、大坂からの直行であった。その際、父光周、母留世夫妻および妻杉山氏、嫡子左門を伴つての移動であった。なお左門は同年大坂城外の代官屋敷で出生した。

廣瀬淡窓は享和二（一八〇二）年、羽倉から月六回の四書講義を命ぜられた。それ以降羽倉はしばしば淡窓を招き、息左門と共に淡窓から学問の教えを受けていた。ここから淡窓・旭莊と権九郎・左門（後の簡堂）の交流が始まる。

淡窓は文化二（一八〇五）年三月豆田町長福寺学寮で講義を開始する。これはのちに咸宜園に発展する。

羽倉は淡窓を学者として高く評価し、厚情をもつて接する。淡窓は「懷旧樓筆記」に次のよう記す。⁽²⁾ 「揖斐氏

ノ時ヨリ。官府ニ出入シ玉ヒシカ。羽倉氏ニ至ツテ。最モ其懇志ヲ蒙リ玉ヘリ」。淡窓は揖斐代官から十二代にわたる日田代官の治政を経験することになるが、淡窓の教育事業は羽倉時代にその後援で基礎を固め原形ができた。

羽倉の淡窓に対する厚情を示すエピソードがある。淡窓は病弱であり、豪商日田廣瀬家の家業の継承をあきらめそれを弟久兵衛に譲り、学問で身をたてる道を選んだ。持病の治療に際して、医師は薬として海鼠（ナマコ）を服

するものがよいといった。だが当時海鼠は禁制品として手に入れることができなかつた。幕府は清国への輸出商品として、海鼠を長崎会所（儀物役所）による買占集荷制度の対象にしていた。すなわち国内における私的売買、消費は禁止されていた。羽倉は長崎儀物方巡検使を兼帶していた。彼は担当役人に海鼠の譲渡を求めた。「明府ノ曰ハク。此物人ノ病ニ利アルヲ以テ。乞求ムルナリ。若シ徒ニ海外ノ人ヲ利シテ。私國ノ人ヲ利センハ。豈國寶ト云フヘケンヤト。再三問答ニ及ヒ。遂ニ是ヲ乞得テ。予ニ賜ヒシナリ。」担当役人からは当然拒否された。だが羽倉は再三の説得でこれを手に入れ、淡窓に与えた。

また、淡窓は病に際して秋月藩医江藤養泰を招こうとしたが、同藩々主の死去があり藩士の旅行は禁止された。ところが羽倉の同藩への申し入れにより江藤の日田往診は実現した。淡窓は「是等ノ知遇ノ厚キコト。忘却スベキニ非ス」と記している。

羽倉権九郎は歴代日田代官の中で最も民政に功があつた。廣瀬淡窓は次のように語る。⁽³⁾「政治にあたつて自身の生活は謹厳であるが属吏には幕威を借りた振る舞いを戒めた。彼は民の生活を豊かにすることに力を注いだ。在任中は譏る者もいたが、後には慕い、祠を立て祭りを行つた。当世にはこのよくな人はすくない。賢宰といつよい」。

羽倉の民政の中で際立つのは文化二年からの加加鶴新道、山国新道、宮国村鑿道の開設であつた。日田は九州の交通の要衝でありながら山間の奥地に位置し、陸路は整備されず河川の舟運は未だ開かれておらず、人と物の移動は困難を極めた。道路工事の完成は物資輸送に役立つた。

羽倉は代官の本来の職務以外に、歴代日田代官になかつた任務の兼帶を勘定所から命ぜられていた。その第一が儀物巡検使であつた。天明五（一七八五）年幕府は長崎儀物役所直仕入制を断行した。同役所の独占集荷体制は諸

国浦々を取締り、俵物密売買を厳しく監視した。幕府勘定方は俵物巡検使を回浦させた。羽倉は寛政一〇（一七九八）年から文化四（一八〇七）年までこの任務に就いていた。担当は九州・四国地方であった。

第二の兼帶任務は城詰米見分使であった。幕府は文化二年一二月から翌年秋までに勘定方を城詰米見分のため派遣し、囲穀令により各地に保管されている米の見分の実施を行つた。羽倉はこの任務にもついた。担当地域は中國・四国地方であった。

羽倉は文化五（一八〇八）年六月四日六一歳で没した。墓は父光周、母留世とともに日田大超寺にある。後任は前年代官見習に任命されていた息左門が継いだ。左門は翌文化六年越後国脇野町代官へ転出する。脇野町は父権九郎が初めて代官に任命された出雲崎代官所が廃止された後、代つて代官所が置かれた場所であった。左門は権九郎の旧支配地に赴任したのである。

二 羽倉権九郎と「西国筋村々取計方伺」

つぎに日田代官・郡代時代の羽倉権九郎の民政についてみる。羽倉が兼帶していた「俵物巡検使」と「城詰米見分使」の業務については別稿で詳説する。

羽倉権九郎は日田代官就任直後の寛政五年十月、上司である公事方勘定奉行根岸肥前守鎮衛に「西国筋村々取計方伺」を送り指示を仰いだ。同文書は旧農商務省文庫に保管されてきて、大正十二年関東大震災で焼失したが、小野武夫が農商務省勤務中謄写したもので、同氏編纂「近世地方経済史料」に掲載、公刊されたものである。⁽⁴⁾

寛政五年のこの照会に対しては回答がなかった模様で、羽倉は寛政十一年十一月再び同じ内容の「伺書」を幕府

勘定所へ送った。掲載された伺書はこの再照会文書である。

照会の質問は二二一ヶ條から成っているが、それに対する勘定所の回答は伺書の各條に付箋を貼り付けて回答するという形をとつていた。

照会の内容は代官の業務の全体に及ぶものである。江戸時代の代官の職掌は地理・租税・出納・警察・裁判等に関する天領行政の全般にわたつた。代官はそれを処理する能力を要求されたが、やはり判断しきれないことがあり、その場合幕府勘定所へ照会し指示を仰いだ。天明四（一七八四）年出雲崎代官就任以来一〇年の経験豊かな羽倉が、二二一ヶ條の多岐にわたる照会を行つた理由は、遠国の地である日田から、事件が起ころるたびに江戸へ指示を仰いでいては時間がかかるために、あらかじめ起ることが予想される事態を想定、照会したものである。二二一ヶ條のうちほとんどが一五年の治政の中で現実の事件として起り羽倉はそれを処理することになる。結果として伺書の質問内容、判断は羽倉の天領行政に関する知識が正確であり、行政能力が卓抜したことを見してはいる。次に同伺書の全文を各條ごとに掲載して解説をする。

第一條

一双方私御代官所百姓より寺社江相懸候出入寺社より百姓江相懸候出入寺社より寺社江相

懸候出入、寺社領百姓より御代

官所江相懸候出入共、不レ及レ伺吟味取懸基段御届申上置、

尤済口裁許共落着之儀奉レ伺候様可レ仕哉。

但宗法社法江懸り候出入は吟味不^レ取懸、本寺觸頭等之

(六)

吟味可レ請旨可ニ申渡一哉。
御附紙

書面伺之通たるへく候。

但宗法社法に拘り候出入之儀、寺社より寺社江懸候分
は本寺觸頭等之吟味可レ請旨可レ被ニ申渡一、寺社より百姓
江懸り候出入、又は百姓より寺社江懸候出入は、寺
法社法に拘り候とも本寺觸頭之吟味可レ受旨申渡候
筋には無レ之間、右之分は其度々取計方可レ被ニ相伺一
候。

第一條は日田代官所支配下の百姓から寺社に向けられた争い、寺社から百姓へ向けられた争い、寺社から寺社へ
向けられた争い、寺社領百姓から代官所へ向けられた争いは江戸の勘定所⁽⁵⁾へ指示を仰がず裁判をし結果を報告する
ことでよろしいかという質問である。ただし寺社奉行支配下の宗法、社法に関する争いはそれぞれ本寺、本社へ訴訟
を行わせ代官はとり扱わないことでよいかということである。

これに対する勘定所の回答は照会の処置でよいということである。天領代官にとつて寺社をめぐる扱いは難儀な
問題であった。日田大原八幡宮文書の中に羽倉治政の末期の文化二年に同八幡宮宮司家の神職間の争いに対しても羽
倉が仲裁をしたいきさつを示す資料が残されている。⁽⁶⁾処理は第一條の考え方にもとづいて行われている。

一私御代官所江他之御代官所并私領ち出作之百姓御年貢未進之もの有レ之節は、御代官所の分は其支配之同役共方江懸合為ニ取計、私領之分は領主地頭江懸合之上呼出吟味仕尤重き御役人評定所御一座領分知行之ものに無レ之分は、私御代官所之もの同様其品に寄り手鎖入牢等申付候様仕度奉レ存候。

但小給所等にて向陣屋無レ之分、懸合之呼出候而は格別吟味延引に罷成候間、右之分は跡にて懸合勿論其品に寄手鎖入牢等申付候節は、懸合之上取計候様可レ仕奉レ存候、且寺社之分も御年貢地所持いたし未進有レ之ものは、私御代官所百姓同様是又其品に寄揚屋等江も差遣可レ申候哉。

書面其方御代官所江他之御代官所ち出作之百姓御年貢未進之もの有レ之節は、伺之通なるへく候、私領ち出作之百姓は先つ生き方領主地頭に申達為ニ相納ニ候様再応懸合、其上にても不ニ相納ニ候は、尚懸合之上呼出其品に寄手鎖申付候節は、其段も先方江懸合可レ被レ申、入牢申付候程之儀に至り候は、伺之上可レ被ニ取計ニ候、且御老中方京都所司代大阪御城代若年寄衆評定所一座領分知行之分は其度々可レ被ニ相伺ニ候。

但小給所等にて向寄陣屋無レ之分は伺之通りたるヘ

く、勿論入牢申付候程之儀に至り候は、本文之通可レ

被「心得」候、且寺社之分は本寺觸頭等江相達呼出品

に寄吟味中其組合之寺社江可ニ預置」は格別に候得共、

容易に揚り屋江は差遣被レ申間敷、揚り屋江差遣候程之

儀にも至り候は、伺之上取計可レ被レ申候。

第二條は他領から日田代官所管轄地へ出作する百姓が年貢を納めない場合の処置についての質問である。他の天領代官所管轄下の農民の場合は先方の代官所と交渉し了解をとり、私領の場合はその領主の了解をとつて百姓を呼び出し吟味する。その際日田代官所管轄下の農民と同じに扱い、程度により手鎖をかけ入牢させる。ただし幕府評定所の重役の領地の場合はその処置を勘定所に伺いをたてる。また寺社の分も日田代官所管轄下の百姓と同様に扱うということによいかとの質問である。勘定所の回答はそれでよいということである。

第三條

一堂上白川家吉田家其外寺院ら、御代官所之百姓江直に罷
越候様申来候共不ニ相越、早速私役所江申出候様兼て申渡
置、若私方江懸合有レ之候共御代官所之百姓は不ニ差遣、其
段申上候様可レ仕候哉。

但百姓に無レ之寺社之分は、申来候筋に寄不レ及ニ承紀一
差遣候様可レ仕候哉。

御付紙

書面本文并但書共伺之通たるへく候。

第三條では堂上白川家吉田家その外寺院からの代官所管内の百姓の召換があつた際の取り計り方の質問である。

代官所は日常こういう場合に、ただちに行かずに、まず代官所へ申し出るように支配地に通告してある。さらに先方から代官所へ懸合があれば、支配下百姓を行かせず、そのことを勘定所へ報告すればよいかという質問である。勘定所の回答はその取扱いでよいというものである。

第四條

一 跡式又は養子等之出入他支配他領懸り合訴出候はヽ、家

督に付候御代官領主地頭之吟味可レ受旨申渡、其旨先方江

懸合候様可レ仕候哉。

但他之御代官所私領^ト添翰を以私方江訴出候節、家督

之儀私御代官所内に候は、不レ及レ伺、吟味取懸済口裁

許之儀奉レ伺候様可レ仕候哉。

御付紙

書面本文并但書共伺之通たるへく候。

第四條は跡式や養子等の争いについての質問である。訴訟が他領との間をまたがつてゐる場合、先方の領主の吟味を受けることを申し渡し、それを先方領主と懸合うという解釈でよいかとの質問である。勘定所の回答はそれで

(一〇)

よいということである。

第五條

一双方私代官所内にて他所之儀難レ決郡境村境出入訴出

候は、不レ及レ伺私罷越見分吟味仕相伺候様可レ仕候哉。

書面双方共其方御代官所内之出入地所之儀難レ決候は

、手代差出為レ致ニ地改ニ又は品に寄廻村序等之節は

自身にも地所見届吟味詰、裁許之儀可レ被ニ相伺ニ事に候

得共、郡境村境に抱り候出入に候は、相伺差図得取

計可レ被レ申候。

第五條は土地をめぐる紛争で、双方が日田代官所管内の者である場合の処理についてである。郡境、村境の紛争は江戸へ相談せず代官が見分、吟味する。この結果裁決ができない場合は手代に改めて測量をさせ、自身で廻村し、吟味裁決することでよいかという質問である。この條には付箋が欠落しており勘定所の回答は不明である。

第六條

一手代共取計方非分私曲等有レ之趣訴出候は、一と通相糺

取計方之儀右手代江相尋答書取レ之、早速申上候様可レ仕

候哉。

但手代とも如何之儀も相聞候は、不レ及レ伺御奉行

所江差出候様可レ仕レ哉。

御付紙

書面伺之通たるへく候。

但手付とも如何之儀も相聞候はゝ、内々得と相糺差
出之儀は伺之上可レ被_二取計一候。

第六條は代官の手代等の処置に私曲があつたとの訴えに対しどう対応するかについての質問である。この場合は当の手代に一通り糺し勘定奉行へ報告することでよいかとの質問である。勘定所の回答はそれでよいとのことである。

第七條

一人殺火附盜賊其外逆罪に相聞候者申陳候はゝ、痛め候て
も相尋可レ申候哉。

御付紙

書面伺之通たるへく候。

第七條は殺人、火附、盜賊その他犯罪の疑いのある者には、痛めても尋問してもよいかとの質問である。勘定所の回答はそれでよいとのことである。

第八條

一行倒相果候もの并縊死水死人等有レ之節は近村に迄相糺見知候ものも無之怪敷風聞等不二相聞一候は、向寄寺院江仮埋申付置き、年令恰好雜物并相果居候始末月日等委細に認往還端に建札いたし置、六ヶ月見合尋来候ものも無レ之候は、仮埋之仮寺葬に取置雜物は葬候寺院へ為レ取可レ申旨申渡、其段御届申上候様可レ仕候哉。

但尋來候もの有レ之節は得と吟味仕、怪敷儀も無レ之候は、不レ及レ伺死骸雜物等之儀勝手次第為「取計」其旨早速御届申上候様可レ仕候哉、右は尋來候もの有之節伺之上取計候而是格別遠國之儀御差図有レ之候迄尋來候者雜用等も相懸り候に付、此段奉レ伺候、且行倒死人附添之もの有レ之候は、國所得と承糺前條尋來候もの同様不レ及レ伺死骸雜物相渡遣、勝手次第為「引扱」其段御届申上候様可レ仕候哉。

御付紙

書面本文并但書共伺之通たるへく候、勿論行倒死并縊死水死等にても手代差出見分之上得と相糺可レ被レ申、但雜物之内刀脇差等は取上げ御扱之儀御勘定所へ可レ被二相伺一事に候。

第八條は行き倒れ、縊死、水死人があつた時の処置についての質問である。まず近村を調べ身元が判らない場合、近くの寺院に仮埋めして、道路端に高札を建てて委細を記し六ヶ月間置く、尋ね來た者があれば吟味して引渡し、申し出なければそのまま葬る、その後委細を勘定所へ届ける。この処置でよいかの質問に対しても、それでよろしいとの勘定所の回答であつた。

第九條

一疵付相果候もの有レ之節は、手代差遣見分之上死骸仮埋申付、其始末吟味之上怪敷子細も不二相聞一差當り手懸り等も不二相知一上は、建札申付其段御届申上置、六ヶ月見合尋來候ものも無レ之候は、其節死骸并雜物取計方奉レ伺候様可レ仕候哉。

御付紙

書面伺之通たるへく候。

第九條は疵を負つて死んだ者がいた場合の処置についての質問である。死骸を仮埋めし、その始末を吟味し怪しい点がなければ、又手懸りがなければ高札を立て六ヶ月の間に尋ね来る者なれば前条と同じ扱いをしてよろしいかとの質問に対し。勘定所の回答はそれでよいとのことである。

第十條

一私御代官所之もの縊死水死等いたし候段訴出候は、手代差遣為「見届」、乱心又は病苦に通り右始末におよひ候段親類組合役人一同申立、再応吟味之上全自死に無_二相違怪敷子細も無_二御座_一候は、死骸取片付之儀承届、其段御届申上候様可_レ仕候哉。

御付紙

書面伺之通たるへく候。

第十條は代官所支配下の民に縊死等があつた場合の処置についての質問である。手代を派遣し見届さす。乱心または病苦の結果であるならば、親類、役人等の証言で自殺に間違いなれば死骸を片づけ、その始末を江戸を届出る。以上の処置でよろしいかの質問である。勘定所はそれでよいとの回答をした。

第十一條

一男女相対死申合相果候一件之ものとも、再応吟味之上外に子細無_レ之候は、死骸取捨為_レ吊申間敷旨申渡其旨御届申上候様可_レ仕候哉。

但双方又は一人存命に候は、吟味詰、御仕置之儀可_レ奉_レ伺候。

御付紙

書面本文并但書共伺之通たるへく候。

第十一條は、男女相対死の処理についての質問である。よく吟味をして、他に子細がないならば死骸をそのままにせず、その旨を勘定所へ報告することでよろしいかの質問である。勘定所はそれでよいとの回答をした。

第十二條

一 捨子有レ之段訴出候は、村養育申付其段御届申上置、貰人有レ之請人相立村役人一同訴出候は、乳持等之様子相糺候上差遣、若病死いたし候は、見届手代差遣、怪敷子細も無レ之候は、死骸為「取片付」其段御届申上候様可レ仕候哉。

但捨子拾歳以上に相成候は、病死届出候に不レ及段申渡置候様可レ仕候哉、且貰人之儀他支配他領之ものに候は、先方へ懸合乳持等之様子為「相糺」候上差遣、病死異変等有レ之候は、先方に而相糺私方へ懸合越候は、其段御届申上候様可レ仕候哉。

御付紙

書面捨子之儀、享保十九年之御觸に無レ拵子細有レ之外之ものへ遣候は、拾歳迄之内者先達而貰請候奉行所又は貰ひ其屋敷江相届候上差回次第に可レ遣旨有レ之候得共拾歳以上に相成候は、届に不レ及とは無レ之間、

拾歳以上に相成候は病死届出候に不レ及段申渡置候儀
者被レ致間敷其外は本文并但書共伺之通りたるへく
候。

第十二條は捨子の処理についての質問である。捨子は村での養育を命じ、それを勘定所に届ける。貴人が出れば請人を立て村役人一同で願い出る。代官は乳持等を糺して子供を渡す。もし病死すれば手代に見分させ怪しい点がなければ死骸を片づけ顛末を勘定所へ届ける。ということでよいかとの質問である。それでよいとの勘定所の回答である。

第十三條

一 捨物有レ之段訴出候はゝ、村預申付、品数委細に認往來端に
建札いたし置、六ヶ月見尋來候もの無レ之候はゝ、其節取
計方奉レ伺候様可レ仕候哉。

御付紙

書面伺之通たるへく候。

第十三條は捨て物の処理についての質問である。捨て物の届けがあつた場合、委細を道端の高札に記し六ヶ月たら勘定所に伺いをたてるということによいかとの質問である。それでよいとの勘定所の回答であつた。

第十四條

一 出火有レ之節火元は入寺仕為ニ相慎ニ置、吟味之上自火に
 無レ紛怪敷儀も無ニ御座ニ類焼無レ之候は、不レ及レ伺早速
 入寺差免、類焼有レ之候共家数拾軒内に候は、
 相当日數相立入寺差免可レ申、□□且拾軒以上之類焼有レ之節は其
 段御届申上、入寺三十日を限り是又不レ及レ伺差免候様
 可レ仕候哉。

但御差団有レ之候迄入寺為レ仕置候而は、遠國之儀格別
 日數相懸農業渡世之差支にも罷成候に付、本文之通申
 上候。

御付紙

書面類焼無レ之并小間拾間以下之類焼に候は、早速
 入寺差免し、小間拾間以上之類焼に候は、類焼之多
 少に寄三十日二十日又十日程之内を限り不レ及レ伺入寺
 差免し、追て相届可レ被レ置候、且寺社ら之出火にて類
 烧有レ之候は、類焼多少之無ニ差別ニ其寺七日遠慮可レ
 被ニ申付ニ候。

第十四條は火事の火元に対する扱いについての質問である。火事の火元は寺に入れて謹慎させ、吟味の上自火が
 はつきりし、類焼がない場合は入寺をやめます。類焼した場合でも家数が数軒ならば相当の日数入寺させる。数十
 軒の類焼があつた場合勘定所へ届出た上で、三十日の入寺させ、勘定所への伺いはたてない。農業渡世への影響が

ないようにするとの意図でよいかという質問である。これに対する勘定所の回答はさらに細い補足を指示している。間口十間以下の家の類焼はすぐに入寺をやめさす。間口十間以上の類焼は、類焼数の多少により三〇日、二〇日、一〇日の入寺をさせ、勘定所へ伺いをたてず処理し、後で届ける。寺社からの出火で類焼した場合は、軒数の多少にかかわらず寺を七日間閉鎖させることを指示している。

第十五條

一 御料私領江拘候村方にて人殺疵付口論麥死之類訴出候は
は、早速手代差遣私領役人立会為「見届」一件口書取レ之
私御代官所之者は私方にて手当仕、他領之ものは先方に
て手当申付置候様申達、場所之糺相残私陣屋に於て吟味
仕候節も先方役人為「立会」一件吟味之趣相伺候様可レ仕
候哉。

但小給所等にて役人差合難「立会」旨申レ之、糺之儀相頼
越候は、私手限に而吟味可レ仕哉、且重き御役人評定
所御一座領分知行之もの有レ之節は、其時々取計方相伺
候様可レ仕候。

御付紙

書面陣屋に於て先方役人為「立会」吟味いたし候事に候
は、其段可レ被「相伺」候、其外は但書共伺之通たる

へく候。

第十五條は御料、私領をまたがつて起つた殺人、疵付、口論、変死の処理についての質問である。訴えがあつた場合、手代を派遣して、私領の役人を立会わせ調書を取り、日田代官所支配下の者は私の方で処理、他領の者は先方で処理するよう手配する。残る問題があり私の陣屋で吟味する場合も先方を立会わせ、勘定所へ伺いをたてる。ただし小さな、飛地で先方の役人の立会ができず、処理の依頼があつた場合は代官が吟味を行う。幕府要職の領地についてはその都度勘定所へ伺いをたてるという处置でよいかとの質問である。勘定所はそれでよいとの回答をした。

第十六條

一 前條之内口論等にて双方互に相果候分、手代役人立会為ニ

見届「双方相果候上は、吟味可ニ相願」相手も無レ之何方江対し
候而も無「申分ニ願ケ間敷儀無レ」之候間、死骸請取取片

付度旨相願、再応吟味之上怪敷子細も無「御座」候は、「
死骸引渡遺、證文取」之其段御届申上候様可レ仕候哉。

御付紙

書面伺之通たるへく候。

第十六條は、第十五条のうち双方が死亡した場合の処理についての質問である。手代役人を立会わせ死骸を片づけ、怪しい点がなければ死骸を引渡し証文をとり勘定所へ届出るということでよいかとの質問である。勘定所はそ

れでよしとの回答をした。

(一〇)

第十七條

一前ヶ條之内口論等にて疵付双方存生之分、手代役人立会為見届候上養生申付置候処、平癒いたし勿論農業渡世之差障にも不レ相成、取扱人有レ之一件熟談内済いたし、双方親類組合村役人取扱人連印之済口証文差出候は、私直に疵所見届候上全双方酒狂等にて右始末におよび外怪敷子細も無レ之疵平癒農業渡世之差障に不_二相成一段相違無御座候は、内済之趣承届済口證文相済御届申上候様可レ仕候哉。

御付紙

書面伺之通たるへく候。

第十七條は第十五條のうち、双方が疵ついたが死亡せずに生存している場合の処理についての質問である。手代、役人を立会、見届けさせ、養生を申しつけ、平癒の後に、農業のさしきわりにならぬようには話し合いをさせ双方の親類、組合、村役人、取扱人連印の上合意の證文を差し出させ、それを勘定所へ届けるということでよいかとの質問である。勘定所はそれでよしとの回答をした。

第十八條

一他之御代官所私領より私御代官所村方江懸

り候用悪水に拘り候出入先方添状を以願出候節は、私御代官所之ものを呼出
可_二相済_一事に候は、熟談可_レ致旨一通申聞不_二相済_一儀

に候は、先方御代官又は領主地頭の添觸申請、其筋江可_二

願出_一旨訴訟人江申聞、其旨先方江も相達候様可_レ仕候哉。

但本文用悪水出入之儀熟談不_二相整_一上其筋江願出候様

申渡候而も、格別遠国之儀に付江戸表迄も右願に往返

仕候内には悉く手間取差向用水差支に罷成候間、格

別差懸り候節は先方役人立会場所見分之上先つ用水差

支に不_二相成_一様取計置、実々不_二相済_一儀は其筋江為_二願

出_一候積取計候様仕度奉_レ存候。

御付紙

書面本文并但書とも伺之通たるへく候。

第十八條は用悪水をめぐる紛争の処理についての質問である。他の代官所、私領の村方との用悪水に関する紛争は、先方が添状をもつて願い出て来た場合に、私代官所村方の者を呼び出し解決にむけて熟談する。解決しない場合は、先方代官所、領の添觸を聞き、訴訟の手続をとるように日田代官所の村方へ聞かせ、その旨を先方へも伝えようとする。

但し本文用悪水紛争の談しあいがうまくゆかない場合、その筋への訴訟を願い出るよう申し渡しても、遠国なので江戸へ訴訟に往復しているうちに時間が経過して、用水に差し障りがおこる。当面応急処置が必要な部分に関し

ては、先方役人を立会わせて現場を見分し、処置をする。それでも同意が得られない場合は勘定所へ願い出るよう取り計ることでよいかとの質問である。勘定所はそれでよいとの回答をした。

第十九條

一手代とも在出宅江最寄私代官所村方より悪党もの召捕之儀申出。若重き御役人并評定所御一座領分知行所江逃入候共、手延に難ニ相成一ものに御座候は、不レ及レ伺先方江懸合召捕、右之趣申上候様可レ仕候哉。

御付紙

書面伺之通たるへく、但重き御役人評定所一座に不レ

限都而私領江逃入手延に難レ成節、先方江懸合召捕候はは其旨早々可レ被二申聞一候。

御付紙

書面伺之通たるへく、但重き御役人評定所一座に不レ

限都而私領江逃入手延に難レ成節、先方江懸合召捕候はは其旨早々可レ被二申聞一候。

第十九條は悪党の逮捕についての質問である。支配下村方から悪党の逮捕の要請があり、その悪党が幕府要職者の領地へ逃げこんだ場合、緊急を要するため勘定所へ伺をたてずに逮捕し勘定所へ届けることによいかとの質問である。勘定所はそれでよいとの回答をした。

第二十條

一双方私御代官所内借金銀壳懸出入等訴出候節、吟味之上
借金銀は證文無レ紛壳懸之分は附込帳相違無レ之候は、
不レ及レ伺三十日限済方申付、其上にても不ニ相済節は取
計方相伺候様可レ仕哉。

但去々巳九月朔日以前之借貸に候は、相対は格別取
上吟味之沙汰難レ及旨申渡し候様可レ仕候。

御付紙

書面去る巳九月朔日以後之分は伺之通りたるへく候。

右5以前之借貸に候は、相対可レ致旨申渡、吟味之沙汰
難レ及旨可レ被二申渡二候。

第二十條は、借金銀、壳懸金についての紛争の処理についての質問である。代官所支配下で紛争があつた場合、吟味の結果証文に間違いなく、壳懸金についても間違いないとき、勘定所へ伺いをたてずに三〇日で和解するよう申しつける。それでも解決しない場合は処理のやり方を勘定所へ伺いたてる。但し寛政九年九月一日以前の借貸であれば取り上げて吟味しないことを申し渡すということでよいかとの質問である。勘定所はそれでよいとの回答をした。

第二一條

一虚無僧警女座頭之類、私御代官所内にて合力を乞志次第

(一四)

米錢等差遣候ても不足之由を申、其上之儀断申聞候而も
不二聞入、強而ねたりケ間敷申レ之農業渡世之妨にも相成
手に余り候段訴出候は、私手代足輕差遣し為二召捕一品
に寄揚り店等江も差遣吟味之趣申上候様可レ仕候哉。

御付紙

書面伺之通たるへく候。

第二一條は虚無僧、瞽女、女座頭等の取締りについての質問である。右が代官所支配下で合力を強要する場合、農間渡世の妨げになる。手に余るとの訴えがあれば、手代、足軽を差し向け逮捕し、程度により揚り店等に収容し、吟味、趣を勘定所へ報告するといふことによいかとの質問である。勘定所はそれでよいとの回答をした。

注

- (1) 羽倉の大坂代官に至るまでの経歴については西江錦史郎「羽倉権九郎秘教研究(1)」(國立館大學『經濟研紀要』平成一五年第一号)に掲載
 - (2) 『懷舊樓筆記』(淡窓全集上巻一五五頁)
 - (3) 『同書』一五四頁
 - (4) 小野武夫編『近世地方經濟史料』第一巻、四九七頁
 - (5) 勘定所は幕府勘定所が正式な名称であるが、「伺書」では宛先が奉行所、勘定奉行所、勘定所の名称が使れるが同義語である。解説文では勘定所に統一して使用する。
- (6) 大分県日田市「大原八幡宮宮司家所蔵文書」